全員に×印をつけよう

最高裁の反動 いよいよ露骨に

国民審査待つ七人の裁判官

総選挙戦にいよいよ突入した。安保闘争の結着をつける重大な選挙を迎えたとともに、今回は選挙と同時に最高裁判官七名の国民審査が行なわれる。最高裁はいよいよ反動化し、安保体制下その反動化は顕著な現象を示している。われわれはこの機会に真に最高裁を憲法の番人とさせ、そして民主的に運営させるためにとかく等閑に付されがちな国民審査に、選挙戦同様全力を注がなければならないときである。

権力の番人から憲法の番人へ！

国会の解散によつていよいよ総選挙が行なわれる。今回は選挙と同時に最高裁判官の国民審査が行なわれることになつている。

最近の最高裁は政府に追随し、あるいはバックアップして、ますます反動化し司法権の独立を守る立場からはるかにはなれたものになつている。

現行日本憲法では「国民審査制」をきめている。どの裁判官はどの事件にどんな裁判をしたかを国民はよくわきまえて、そして国民にとつて不利益な判決をしたり権力にこびて正義に反する判決をしたと思われる裁判官を、投票によつて罷免できることになつている。この制度はすでに何回か実行されてきたが、必ずしも十分な効果を果さなかつた。なぜかといえば、国民は生活にいそがしく、いちいち最高裁の判決をしらべ、記憶してはいられない。それで、ついに真剣な投票になされずにきた。

今回、国民審査の対象となる七人の裁判官については〝全員に×印を〟とすでに本紙や日刊情報をつうじてくりかえしのべてきたが、この七人の裁判官がどのような事件をどんなふうに裁いたか、その一部を記して参考にしたいと思う。資料は、憲法擁護国民連合発行の「裁判官はこれでよいか（最高裁裁判官国民審査の手引き）」から抜すいした。

小谷勝重裁判官

明治二十三年生れ、六十九才。前職、大阪弁護士会長。

ひとがら……裁判例からみると他の裁判官に比し、わりあいに憲健中正、常識的にみえるが、個人的にはやや尊大で、最高裁判所裁判官たることを鼻にかけているやにみえているところがある、といわれる。

このことは、よくいえばプライドをもつているともいえるであろう相当頑固なところがあるらしい。

裁判例の主なものとしては、一般的に市民の権利に対しては同情を示している。裁判官の政治意識がもつとも端的にあらわれているのは「砂川判決」のような政治的な裁判の場合である。

この判決、つまり多数意見は大体三点、(1)憲法第九条は自衛戦力と認めるが、自衛戦力が不足ならば駐留軍によつて自衛するほかない。だから駐留軍は合憲だ (2)安保条約のような高度の政治的なものの法的判断は、一見して明白な違憲なもの以外、裁判所の違憲審査の対象にならない(3)行政協定に基づく刑事特別法による処罰は憲法三十一条（罪刑法定主義）に反しない。このような、全体として政治的な既成事実を是認する色濃い判決に対して、小谷氏は「国の基本法たる憲法の護持擁護は不抜のものでなくてはならないことが痛感されるのである。私は平和の維持と基本的人権の擁護のため、違憲審査権の健在を祈つてやまない」との立場から反論している。

けれども、一般的市民の権利について同情をしめす彼も、労働者の主張、とくにスト権、ピケッティングの権利については、おしなべて違憲と断じている）三三・九・一九の、いわゆる〝納金スト〟を正当行為でないとしたのはよい例である。

齊藤悠輔裁判官

明治二十五年生れ、六十七才。前職、大阪控訴検事長。

ひとがら……判決にみるかぎり、現在の最高裁判官のうち、田中耕太郎前長官とともに、もつとも反動的な保守主義者。刑事部や検事関係出身者は総体として保守的といわれるが、その典型といいうる。しかも、総体として保守的な最高裁の中で、もつとも発言の多いのが齊藤裁判官であることも注意されねばならぬ。

個人的には他人に親切のない人といわれているが、思想は硬化していて、安保条約には賛成で、国際共産主義者は日本のスキをねらつているという大時代的センスの持主であることは裁判例からも明らかである。砂川裁判に際して弁護団から忌避された。

裁判例では、終戦直後の〝米よこせデモ〟いわゆるプラカード不敬罪事件では「不敬罪」は存続すると判決している。ポツダム宣言受諾の瞬間、天皇の権威を否定し国民が主権者となつたとき不敬罪は意味を失つたとみるほかない。

このような裁判意識の背後にある旧憲法感覚（明治憲法）は、現行民主憲法の精神と全く反する。

このような思想は政治的裁判に際してもつともたんてきに示されている。政令三二五号事件では上告棄却とし、占領後といえどもアカハタの発行停止は違憲ではないとする。この見解は他の裁判官にもみられるが、とくに齊藤氏は「占領中の指令違反行為に対し、平和条約発効後裁判で違憲審査など行うべきでない」とし、「憲法でさえ占領的拘束をうけたものであり、そしてしかも占領終了後もいぜん有効なのだから」という。

この思想は、わが憲法はオシキセであり本当の憲法ではないとする「改憲論者」の論理とつながるものといえる。きわめて不穏当な見解である。憲法には〝裁判官は憲法を守る義務がある〟と定めているのだ。

また二十七年の電産大谷事件では合法的な労務提供義務不履行とひろく支持されていた事案を〝経営者側の軍業遂行を妨げることは許されぬ〟との、およそ労働権に理解のない判決をなしたことは、とくに記憶すべきであろう。

島保裁判官

明治二十五年生、六十八才。前職大審院部長。

ひとがら……謹厳実直な、形式論的な地味なタイプ。したがつて、当然保守的な傾向をもつている。裁判例としては、島氏は判決に際して少数意見をのべた例がすくない。したがつて、この裁判官についてはとくにその思想を裁判の中にみつけることはむづかしい。しかし、さきにのべたように、最高裁判決は全体として保守的傾向がつよい。そしてこの傾向に反対しないということは、この裁判官が、この傾向に同調していることを意味している。

わずかな例では準属殺人死体遺棄事件で「今日の国民感情では、まだ死刑を残虐な刑罰とはいえない残虐かどうかは国民感情によつて定まるもの」として、旧観念を鼓吹しようとしている。

このような思考が砂川判決でも現われている。〝国際情勢が、駐留軍必要とするほど緊迫しているもの、保守政権の擁護の下に育てられ、ファシズムの金脇を現わしはじめた暴力こそ平和の敵、労働者の敵だ。

われわれは二百数十日の苦闘の中から自らの血を流して敵のこの正体をつかんだが、一、二〇〇名の仲間を職場から失つた憤りと共に闘い半ばにしてたおれた同志の悲しみを永久に忘れないであろう長かつたクビ切り合理化との闘いは、いま生産再開を迎えようとしている。しかし労働者の生活を守る闘いはここでは終らない。平和を守る民主勢力の闘いは、テロによつては絶対に後退しない。

ここに故浅沼委員長の霊を弔い三鉱労組組合員と家族はさらに生活と民主主義を守るたたかいをつづけることを誓う。

右声明する。

一九六〇年一〇月二四日

三池炭鉱労働組合

第三十二回中央委員会

真に法を守る人を！（総評弁護団は正しく法を守りわれらの権利を守つてくれた＝写真は勝立で＝）

十二日午後東京日比谷で行なわれた三党首立会演説会の席上、浅沼社会党委員長が白色テロルの凶刃によつてたおされた事件は、池田自民党政治の本質をバクロしたものとして国民各層のはげしい怒りをかつている。安保体制下の組合ぶつつぶしをねらうクビ切り合理化と対決するたたかいの中で、よき同志だつた久保さんを失つたわれわれは、暴力団をさしむけて久保さんを殺した資本とともに浅沼委員長を刺殺した資本の暴力にたいして断固たたかうことを第三十二回中央委員会の名で声明した。

声明

呪われた戦争への道、日本からふたたび民主主義をうばい去ろうとする黒い手は遂に社会党浅沼稲次郎党首の命をうばつた。

われわれは、この手が久保清さんをたおし、樺美智子さんをおそつたことを知つている。

この血塗られた凶刃をみがいたのか、それほどでもないか〝は、それぞれ「一の政策論として必ずしも不可能ではない」のである。したがつて大体このような政策論は政治部門が決定すべきことで「裁判所がかかる政策決定の当否に立ち入つてこれを審査することは、わが憲法の期待しないところと解せざるを得ない」と断ずる。結局条約が国民の権利を侵害するような場合でも、裁判所は拱手傍観すべきであるということになる。われわれは到底納得できない。

藤田八郎裁判官

明治二十五年生、六十七才。前職大阪控訴院長。

ひとがら……永年、裁判官をつとめただけに、各裁判官中、謹厳で仕事熱心な人物。家庭でもよい人らしく、また部下の面倒もよくみるようである。かつて「法曹時報」には「最高裁判所機構改革論」など発表し、職務熱心なところを見せている。この改革論は裁判官側におけるいわば指導的見解だといわれる。

最高裁長官の有力候補であつたが新潟県や東京都の公安条例判決に当つて、違憲論を打ち出したので政府、自民党にきらわれている。主な裁判例として、新潟県条件の違憲訴訟では合憲とした判決に対して、ただ一人違憲の意見を出した。この意見は、そのこの判例や学説に深い影響を及ぼした。

個人権の主張についてはかなり強い自由主義的見解に立つこの裁判官も、砂川裁判になると一寸勝手が違うらしく、多数意見を支持し補足意見では「条約の違憲性のごときは、裁判所の審査権の埒外にありと結論せざるを得ない」ということになる。

私有財産不可侵をかたく信じて、とかく団交権などを否定的にみる（二七・一〇・二二判決）など、社会的政治的な無感覚さは、この裁判官の言葉というべきだろう。

東京・広島・静岡の公安条件の違憲性審査に当つては、最高裁裁判官中、ただ一人最も積極的な違憲論を打ち出して注目を浴びた。

河村又介裁判官

明治二十七年生、六十五才。前職九州大学教授。

ひとがら……前身からいえば、現在の最高裁判官のうちで、ただひとりの公法（憲法）学者。憲法の神様ともいうべき故美濃部達吉の門下で、元九大教授。

戦前は当時の進歩的学者を動員した「社会科学大辞典」（改造社）に寄稿したり、社会法学者メンガーの「新国家論」を翻訳したりで新時代の社会思想についてかなり傾倒であつたようである。しかし今はそうでもなく、学生運動には理解がすくなく、日米安保条約には賛成である。

話の判る当りの柔らかい人だが、人の好き嫌いがやや強く、我がままなところがあるらしい。高血圧病弱のためか、裁判でも発言はきわめて少ない。したがつて、この人の場合も過去裁判官についていつたように、結果的には最高裁の反民主的傾向をささえているといえるのである。

主な裁判例としては、「砂川事件判決」については、別段の意見を呈示していない。したがつて憲法は自衛権および自衛戦力を認めること、駐留軍は違憲でないこと、条約は憲法裁判権の外、刑特法は合憲という考え方に立つているわけである。

「松川事件判決」には列席していない。「公安条例」を合憲としている。

高木常七裁判官

明治二十六年生、六十六才。前職名古屋高裁長官。

ひとがら……以上の五人の裁判官は任期十年であるが、高木氏とつぎに述べる石坂氏は、地方の高等裁判所長官から一昨年赴任したばかりで実績はないので、最高裁裁判官としての適格性は判断しにくい。温和な人だが、やや気骨に欠けるところがあるといわれる。

裁判例としては、労働問題裁判にも、とくべつの意見を表明せず、多数意見（判決）に同調していて反動的である。

石坂修一裁判官

明治二十八年生、六十四才。前職大阪高裁長官。

ひとがら……松川事件におけるいわゆる「石坂書簡」の主人。気むずかしいところがある。安保条約には大賛成で、国会デモに対しては理解がない。また、学生運動には反対である。前記、齊藤裁判官とならぶ〝憲法裁判官だ〟（「平和と民主主義」一〇七号）という人もある。

裁判例としては、砂川事件については多数意見に同調している。

浅沼委員長の屍を守って 闘い続ける

三池労組中央委員会声明

長かつたクビ切り合理化との闘いは、いま生産再開を迎えようとしている。しかし労働者の生活を守る闘いはここでは終らない。平和を守る民主勢力の闘いは、テロによつては絶対に後退しない。

ここに故浅沼委員長の霊を弔い三鉱労組組合員と家族はさらに生活と民主主義を守るたたかいをつづけることを誓う。

右声明する。

一九六〇年一〇月二四日

三池炭鉱労働組合

第三十二回中央委員会

危険な「左右の暴力」論

民主運動弾圧がねらい

浅沼委員長暗殺への国民の怒りは「暴力をなくせ」の声となつて大きくもり上つている。政府や資本家の団体などもまた事件を「遺憾」とし「暴力の排除」の決意を表明しているが、それはどれも「左右の暴力」「いつさいの暴力」というようなことばをつかい、安保闘争などの民主的な運動を右翼暴力団のテロと同列に「暴力」よばわりしている。一見〝公正〟をよそおつた「左右の暴力」論は果たして正しいのかそのほんとうのねらいはどこにあるのだろうか。

池田首相は「暴力は左右を問わず個人、集団の区別なく排除しなければならない」といい、浅沼暗殺でやめた山崎国家公安委員長の後任にすわつた間東英雄氏は就任早々「今後とりしまり対策については左右の区別をしない。現象的にみれば左の方の法規違反が多い」と語つている。

「左の暴力」とは安保闘争などの大衆運動を指している。ひと口にいえば政府のやり方に反対する運動のすべてだ。集会もデモも請願もストライキも「集団暴力」ということになる。だがこうした行動はすべて憲法に保障された国民固有の権利である。例えば安保闘争は、平和と日本の独立、民主主義をふみにじる政府、自民党のやり方に対して憲法を守るために、国民が憲法に保障された権利を行使しただけのことだ。これがどうして「暴力」だろうか。浅沼氏暗殺犯人が所属するアジア反共青年連盟は十代の少年数人だけで銀座に堂々たる事務所をもつているという。これをみても右翼暴力団には当然何ものか、ばく大な金をもつているものたちの手によつて育てられていることが考えられる。

こうして育てられる右翼暴力団はストライキの労働者を襲い、デモの婦人たちになぐりかかるなど、政府、資本家のやり方に反対する人びとを敵として行動している。これは政府、資本家にとつてはありがたいものだろう。石坂経団連会長が語つた「右翼の青年がかねて安保闘争などで浅沼氏の行為をにがにがしいと思つていてあのような事件をおこした気持ちもわからないでもない」ということばは右翼暴力団を弁護する権力者の態度をはつきり示している。

「左右の暴力」論はこのように、国家権力があたかも「左右」に中立であるようにみせかけながら、ありもしない「左の暴力」をデッチあげて「右の暴力」とさしひき勘定しようというわけであり、国民の民主的な運動を暴力として攻撃することに「左右の暴力」論のほんとうのねらいがある。